

八千代市指定給水装置工事事業者の指定に関する必要書類について

I. 新規指定・更新申請書の添付書類

提出部数 1部

【様式第1】指定給水装置工事事業者指定申請書	新規	更新
【様式第2】誓約書	○	○
【様式第3】給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○
【別表】機械器具調書	○	○
～様式以外～		
定款・登記簿謄本（原本）	○	○
住民票の写し（個人で申請の場合）	○	○
主任技術者免状の写し（該当者全員）	○	○
～その他添付書類～		
代表役員の履歴書	○	×
営業所の平面図及び案内図	○	×
営業所の外観及び内部写真	○	×
機械器具の写真（機械器具調書に記載したもの）	○	×
給水装置工事主任技術者証（カードタイプ）の写し	○	×
従業員名簿	○	×
八千代市上下水道局確認事項	×	○

※登記簿謄本については、発行から3か月以内のものを添付すること。

※すべての提出書類をA4のファイルに綴じインデックスをつけること。

※添付する写真は、カラーのものとし、それぞれの品目等を表記すること。

※新規指定申請時に指定手数料として20,000円がかかります。

※指定更新申請時に更新手数料として10,000円がかかります。

II. 指定事項変更届出書の添付書類

提出部数 1部

①住所変更の場合

様式第10 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様式以外 登記簿謄本（原本）

定款

新規場所の写真（外観及び内部写真）

案内図

指定証の写し

※写真はカラーのものを添付すること。

②代表者及び役員の変更の場合

様式第10 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様式第2 誓約書

様式以外 代表役員の履歴書（代表者変更の場合）

登記簿謄本（原本）

定款（代表者変更の場合）

指定証の写し（代表者変更の場合）

③商号又は名称変更の場合

様式第10 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

様式以外 登記簿謄本（原本）

定款

指定証の写し

④給水装置工事主任技術者変更の場合

様式第3 給水装置工事技術者選任・解任届出書

様式以外 新たに選任した主任技術者免状の写し

新たに選任した主任技術者証（カードタイプ）の写し

⑤廃止・休止等の場合

様式第11 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

※指定証の返還

※変更があった日から30日以内に局へ届け出ること。（水道法施行規則第34条第2項）

※登記簿謄本については、発行から3か月以内のものを添付すること。

《問い合わせ先》

八千代市上下水道局 給排水相談課 給排水班

住 所 八千代市大和田新田312-5

電 話 047-483-6156

FAX 047-483-6111